

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	戸籍住民課
委 託 業 務 名	令和 6 年度 振り仮名情報収集対応作業
委託業務場所	大津市御陵町
概 要	国の住民基本台帳ネットワークシステムから本市の戸籍に該当する ふりがな情報を収集する業務と職権により戸籍システムへ登録する作 業の支援等を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 1 0 月 3 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日
契 約 金 額	2, 6 9 5, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の 選 定 理 由	当該事業者は、戸籍住民課で使用する戸籍および住基システムの製 造元であり、ソフトウェアの知的財産権を有しソースコードも公開し ていないことから、当該事業者がシステム改修業務を行える唯一の事 業者である。 また、住基ネットワークシステムを含む住民情報に係るシステム (戸籍、住基及び住基ネットワーク) は、富士通 Japan 株式会社が一 括管理していることから、当該事業者が安定的かつ一元的に保守を行 える唯一の事業者である。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いそ の他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見 込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。